

民主党幹事長

岡田 克也 殿

東日本大震災に関する
緊急要望書

平成 23 年 4 月 2 日

茨城県知事 橋本 昌

今回の災害は、巨大地震や大津波に加え、原発事故が同時に起こるという大規模広域複合災害であり、公共施設等の復旧や地域の復興等のため、多額の財政負担を必要としているとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県農業や観光産業等への経済的影響は計り知れないものがあります。

つきましては、この未曾有の危機を乗り越え、一日も早い復旧・復興を図るため、これまでのやり方やルールにとらわれることなく、下記の項目について特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

記

1 被災者対策等について

(1) 被災者、そして被災地域が一日も早く立ち直るには、地域の実情に応じたきめ細かな支援策を講ずる必要があり、そのため、彈力的かつ機動的な運用が可能な復興基金の設置等の財政措置を国の負担により行うこと。

特に、被災者の生活拠点の復興は急を要することから、被災者生活再建支援金の上限を引き上げるとともに、対象外となっている半壊・床上浸水住宅についても支給対象とすること。

また、被災者生活再建支援基金の増額を全額国庫により行うこと。

(2) 市町村が県外からの避難者に対する支援を積極的に行えるよう、避難者が公費負担医療を受ける場合や、避難者に児童扶養手当や生活保護費を支給した場合の費用負担を全額国庫負担とするなど、国として支援することを明確にすること。

(3) 救援自治体が負担した救援物資の輸送・保管・職員の派遣経費及び避難者の受入れに要する経費について災害救助法の対象とするなど運用の弾力化を図ること。

- (4) 激甚災害に対する金融支援として災害関係保証が措置されたが、罹災中小企業の多くは、既に緊急保証を初めとして経営安定関連保証を利用しているため、今回の保証を別枠で取り扱うこと。
- (5) 事業所等が全半壊、流失するなど、特に大きな被害を受けた企業が、東日本大震災に係る災害関係保証制度を利用する場合の保証料率を引き下げるとともに、利子補給を実施し、再建資金調達の円滑化を図ること。
- (6) 農地・農業用施設の被災により本年の作付け自体を見合わざるを得ない事態や、漁港の被災により休漁が長引く事態も想定されることから、地域の実情を踏まえたつなぎ資金対策や所得補償対策を検討すること。

2 インフラの早期復旧について

- (1) 住民生活や経済活動の基盤である道路や河川、公園、上下水道、海岸などの被災公共施設について十分な復旧予算を確保するとともに、特別立法を制定することなどにより、激甚災害復旧事業の対象範囲の拡大や国庫負担率のかさ上げなどを行うこと。
また、甚大な被害を受けた医療・福祉等の関連施設や学校等の教育施設についても、早急な事業進捗に向けての支援を行うこと。
- (2) 港湾機能の回復については、本県のみならず日本経済の復興に果たす役割が極めて重要であることから、茨城港、鹿島港における直轄事業を含む岸壁の早期復旧や航路泊地の水深確保を図るために十分な予算を確保するとともに、激甚災害に係る災害復旧事業の対象を拡大し、荷役機械を含む港湾機能施設の復旧に対する国の支援を行うこと。
- (3) 液状化や用水施設の破損など甚大な被害を受けた農地や土地改良施設、岸壁が崩壊した漁港など農林水産業関連施設について、早期に復旧が図れるよう、必要な財政的支援を行うとともに、地域の実情に応じた迅速かつ弾力的な対応を行うこと。

3 原子力対策について

- (1) 原子力発電所の地震、津波対策について抜本的見直しを行い、安全対策の徹底を図るとともに、原子力防災対策についても根本的な見直しを行うこと。
- (2) 原子力発電の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院について、原子力発電を推進する経済産業省から分離・独立させ、客観性と信頼性を高めた安全規制体制を早急に確立すること。
- (3) 今回の原発事故に伴う損害賠償については、別葉の緊急要望書にそって対策を講じること。

4 財政支援の充実等について

- (1) 今回の災害は大規模広域複合災害であり、被災者支援や公共施設等の復旧、地域の復興等には、莫大な経費を必要とすることから、特別財政援助法を制定し、国の全面的な財政負担の下で実施すること。
- (2) 復旧・復興に係る地方負担分については、地方交付税の総額の特例を設け、財政需要額を別枠で措置するとともに、特別交付税についても総額を増額の上、実態を反映した必要額を早急に交付すること。
さらに、災害復旧事業債については、対象事業の範囲拡大及び適用要件の緩和などを行うとともに、単独災害復旧事業債の元利償還金に対する交付税措置を引き上げること。

民主党幹事長

岡田 克也 殿

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する

緊急要望書

平成23年4月2日

茨城県知事 橋本 昌

本県においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農業や観光産業をはじめ様々な面において大きな被害を被っており、県民は先の見えない不安を抱えております。そのため、原子力損害賠償法に基づき風評被害等に対する損害賠償について東京電力が迅速かつ適切に実施するよう指導・監督するとともに、事業者の負担能力を超える額は国が責任を持って対応することが求められます。

特に農業関係をはじめとする下記事項に配慮して、早急な対策を講じられますよう強く要望いたします。

記

- 1 原子力災害対策特別措置法に基づき出荷自粛を求められた農業者や、風評による価格下落などの被害を蒙っている関係事業者に対して、直ちに補償基準を明確化し、早急に仮払いを行うなど東京電力及び国の責任において万全の補償を行うこと。
- 2 流通関係全般における風評被害を抑制するよう、監視の強化を行い徹底した指導に努めること。特に、農畜産物に対する放射能測定の結果、安全性が確認された場合には、国において積極的に広報等を行うこと。
- 3 食品衛生法による暫定規制値は国際的にみても非常に厳しい基準となっており、大消費地である首都圏においても農産物の価格上昇を招く懸念があることを踏まえ、食品中の放射線濃度に関する規制値を直ちに改めること。
- 4 出荷自粛を要請している品目に関して、地域ごと又は栽培形態（露地、ハウスなど）ごとにデータを調査し、出荷（授取）制限地域について都道府県単位ではなく、地域ごととするとともに、安定的に暫定規制値を下回る場合には、地域や栽培形態ごとに弾力的に自粛要請を解除すること。

- 5 原発事故に対する不安感から、外国人の農業実習生や技能実習生が帰国している実態を踏まえ、安心して実習を続けられるよう、諸外国や外国人に対して正確な情報と知識の普及に努めること。
- 6 食品や工業用品においても、海外に輸出している製品について、輸出先から放射性物質に汚染されていないことの証明を求められる事例が生じていることから、国内はもとより国外に向けて的確な情報を発信し、海外での過剰反応を抑制するよう努めること。
- 7 地震により観光施設等に大きな被害が生じていることに加え、茨城空港においても原発事故が原因と考えられる路線の運休があるなど、観光産業は多大な損害を受けている。海外からの観光客の減少も懸念されることから、観光産業の早期回復への支援及び風評被害への補償を行うこと。